

株 主 各 位

東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 渡 邊 弘 毅

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年11月20日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年11月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第24期（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meikonet.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等により、前半については緩やかながら成長基調で推移しておりましたが、後半にかけては、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場の混乱に加え、原油・原材料価格の高騰や個人消費の抑制等により、景況感は急速に悪化する状況となりました。

当学習塾業界におきましても、社会問題である少子化傾向について依然改善が見られず、学習塾市場の対象となる学齢人口は過去最低水準となっている中、学習塾各社による新規開校や提供サービス面における競争は、引き続き激しさを増しております。これに加え、学習塾間のM&Aや業務提携の動きが活発化しており、当業界の再編機運は高まるものと予想されます。

このような環境の中、当社は、中期経営計画のもと、生徒・保護者に支持される付加価値の高い教育サービスの創出を図るため、主として「人材育成」「教務力の強化」の積極的な推進と、内部基盤の充実に努めてまいりました。

「人材育成」「教務力の強化」におきましては、独自の育成システムである「明光義塾研修プログラム」の更なる充実や、経営幹部候補者を育成するための「明経塾」の開講による人材育成の推進と、「勉強の仕方」「勉強の教え方」等、指導方法の体系化・ツールの充実による「明光式個別指導」の更なる強化に取組んでまいりました。

更に、個別指導塾「明光義塾」が提供する教育サービスの特長及び優位性等を明確にしたブランドコンセプトの確立、全国への浸透徹底や、新規開設戦略の推進並びに既存教室・既存エリアの効率・適正化に取組んでまいりました。

内部基盤の充実面におきましては、内部統制システムの構築とコンプライアンス意識の全社員への徹底を進めてまいりました。

CS（生徒・保護者の満足度）向上の一環としては、「笑顔溢れる教室づくり」「こころ遣いのあるサービスの提供」等をコンセプトとした「ホスピタリティマインド」に溢れたサービスの提供に心がけてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は11,235百万円（前期比8.2%増）、経常利益は2,901百万円（同5.8%増）及び当期純利益は1,527百万円（同2.8%増）となり、過去最高の経営成績を達成することができました。

事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

(学習塾直営事業)

直営事業につきましては、リージョナルマネージャー制の採用やエリアマネージャーの増員による目標管理の明確化・徹底等により、戦略的マネジメント体制に進展が見られました。サービス面につきましても、生徒・保護者との定期カウンセリングの頻度向上による顧客ニーズの的確な把握と対応に尽力してまいりました。

また、「生徒とのカウンセリングの姿勢・技法の向上」「生徒の学習意欲を向上させるための施策」等をテーマとした社内研修の実施等、教室長・講師に対するOJTによる育成・教育に注力してまいりました。

なお、当事業年度における教室数は、フランチャイズ教室の譲受けを含め11教室増加しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,711百万円（前期比7.1%増）、教室数は192教室及び在籍生徒数は14,412名となりました。

(学習塾フランチャイズ事業)

フランチャイズ事業につきましては、教室対応のスピードアップときめ細かい経営指導を推進すること等により、フランチャイズ教室が順調に運営できるためのサポート機能を強化してまいりました。

エリア戦略としては、地域特性を的確に把握し、ブロックマネージャー制の導入による教室運営ノウハウの水平展開、並びにオーナー・エリア単位における具体的な施策・提案の積極推進や、教室運営面としては、スーパーバイザーの指導力を向上するための研修、フランチャイズ教室の定例教室長研修の質的向上に注力してまいりました。

また、当事業年度において海外エリアフランチャイジーとして、大韓民国のEduplex Education, Inc.と業務提携に関する契約を締結し、同社の教室において「明光式個別指導」による教育サービスを開始しております。

日本国内におきましても、教室クオリティを低下させないための開校基準を厳守する中で、多面的な開発戦略を推進してまいりました。なお、フランチャイズ教室は、当事業年度において76教室増加しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,442百万円（前期比9.5%増）、教室数は1,510教室及び在籍生徒数は102,086名となりました。

(その他の事業)

サッカースクール事業につきましては、5スクール（平成20年8月31日現在：4スクール）で営業活動を展開いたしました。

プロコーチ（FIFA「国際サッカー連盟」又は日本サッカー協会「JFA」公認ライセンス等を所持）を中心としたハイクオリティな指導方針が認知されはじめておりますが、当事業年度につきましては、不採算スクールの閉鎖により売上高の伸張率が低調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は81百万円（前期比2.3%増）となりました。

しかしながら、今後におきましては、収益性を重視した新規出校計画の立案、並びに元Lリーガーである新任コーチの着任によるターゲットの拡大（女子スクール生の募集）等、基盤強化に注力し事業拡大に尽力してまいります。

〈ご参考〉 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回 次 事 業 年 度	第23期		第24期	
	自平成18年9月1日 至平成19年8月31日		自平成19年9月1日 至平成20年8月31日	
	経営成績他	前期比較	経営成績他	前期比較
明光義塾期末直営教室数	181	△ 8	192	+ 11
明光義塾期末 フランチャイズ教室数	1,434	+ 85	1,510	+ 76
明光義塾期末教室数合計	1,615	+ 77	1,702	+ 87
明光義塾期末直営教室在籍生徒数(名)	13,563	+ 566	14,412	+ 849
明光義塾期末フランチャイズ 教室在籍生徒数(名)	95,240	+ 4,748	102,086	+ 6,846
明光義塾期末在籍生徒数合計(名)	108,803	+ 5,314	116,498	+ 7,695
学習塾直営事業売上高(百万円)	5,334	+ 104	5,711	+ 376
学習塾フランチャイズ 事業売上高(百万円)※1	4,971	+ 264	5,442	+ 470
その他の事業売上高(百万円)	79	△ 29	81	+ 1
売上高合計(百万円)	10,386	+ 339	11,235	+ 848
明光義塾直営教室売上高(百万円)	5,334	+ 104	5,711	+ 376
明光義塾フランチャイズ 教室末端売上高(百万円)	31,890	+ 2,487	34,630	+ 2,740
明光義塾教室末端売上高合計(百万円)※2	37,225	+ 2,591	40,342	+ 3,117

※1 学習塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品販売収入等を記載しております。

2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は84,278千円（有形固定資産、無形固定資産及び投資不動産の受入ベース数値）であります。その主なものは、情報システム構築に対する開発費47,010千円であります。

(3) 資金調達 の状況

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行150,300株を行い、総額33,000千円の資金の払い込みがありました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、昨年、「中期経営計画」（平成20年8月期～平成22年8月期）を策定いたしました。

本中期経営計画は、「学習塾業界を取り巻く大きな環境変化」に対応するため、中長期的な視点により、安定的な生徒数の増加等を可能とする経営基盤の強化を図るものであります。

現在、当学習塾業界は、少子化の進行と個別指導塾の急速な増加により厳しい環境が続いております。今後においても、このような傾向に加え、生徒・保護者ニーズの多様化、高度化がますます顕著になり、提供サービスのクオリティ向上が強く求められるものと予測されます。

このような環境認識に基づき、当社における永続的なテーマである「人材育成」「教務力の強化」を主に、実効性のある具体的な方針を立案・推進するとともに、創立以来の「経営理念」「教育理念」「経営基本方針」の更なる徹底や、コンプライアンス（法令遵守及び企業倫理の確立）の浸透並びに、経営の効率性の追求等により企業価値の向上に尽力してまいります。

また、中長期的な視点では、新たな飛躍を図るため、他社とのアライアンス及びM&A等も視野に入れた新しい事業領域への進出も計画してまいり

ます。

なお、平成20年8月28日に株式会社学習研究社と、業務資本提携契約を締結しております。これは、各々の得意分野やリソースを有効活用し新たなシナジーの創出、並びに業務効率の推進を目指すことによって、両社の企業価値向上が図れるものと判断し締結したものであります。これにより、両社の対面教育事業における生徒の相互紹介、学研教材の明光義塾への導入、並びに教材の共同開発等を推進し、中長期的な業績の向上につなげてまいります。

当社は今後においても、将来の透視図を描き、収益機会を創造し、最善の経営意思決定をするように努めてまいります。

以下の項目を経営目標並びに経営戦略として掲げております。

【経営目標】

- ① 「明光義塾」2,000教室、生徒数20万名を確立していくための社内体制の構築
- ② 高収益で強固な経営基盤の確立

【経営戦略】

- ① 成長性の確保
 - ◇ 「明光義塾」2,000教室の早期実現
 - ◇ 1教室当たり平均生徒数の増加
- ② 収益性の強化
 - ◇ 教室経営力の向上
 - ◇ 教室システムの稼働開始
- ③ 「明光式個別指導」の確立
 - ◇ コアコンピタンスを仕組化
 - ◇ 授業の質の向上と均質化
- ④ 新システムの本格稼働・本格活用
 - ◇ 業務プロセスの合理化
 - ◇ 経営意思決定に有用な情報の即時提供
- ⑤ 人材力・組織力の強化
 - ◇ 研修制度の充実
 - ◇ 自己成長の促進、支援
 - ◇ 教室を強力にサポートする本社組織の確立
- ⑥ ガバナンス（企業統治）体制の強化
 - ◇ J-SOX法対応
 - ◇ コンプライアンス（法令遵守及び企業倫理の確立）経営の徹底
 - ◇ リスク管理体制の強化
- ⑦ 新規事業開発体制の確立
 - ◇ アライアンス及びM&Aをも視野に入れた新しい事業領域への進出計画の促進

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (平成17年8月期)	第 22 期 (平成18年8月期)	第 23 期 (平成19年8月期)	第24期(当期) (平成20年8月期)
売 上 高(千円)	9,828,922	10,047,208	10,386,465	11,235,153
経 常 利 益(千円)	2,271,223	2,558,285	2,743,916	2,901,809
当 期 純 利 益(千円)	1,208,696	1,393,722	1,486,247	1,527,634
1株当たり当期純利益(円)	36.50	42.10	44.52	45.98
総 資 産(千円)	7,892,424	8,982,100	11,267,225	12,206,236
純 資 産(千円)	6,078,713	7,178,759	7,804,183	8,893,853

(注) 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、親会社及び子会社について事業年度を通じて有しておりませんので、該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、全学年を対象に生徒一人ひとりの学力に応じた「自立学習・個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」のフランチャイズチェーンを全国に展開し、その本部として、教室運営指導及び経営指導を行うとともに、直営教室につきましても、首都圏地区を中心として展開を図っております。

また、その他の事業として、サッカースクール事業を行っております。

(12) 主要な営業所等

① 本社及び事務局等

本社	東京都豊島区池袋二丁目43番1号
大阪事務局	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号
名古屋事務局	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号
北海道事務局	北海道札幌市中央区北三条西二丁目1番地13
明光ビル	東京都豊島区西池袋三丁目1番13号

② 明光義塾直営教室

首都圏地区	117教室	
その他の地区	75教室	(合計192教室)

③ 明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	138教室	近畿地区	251教室
北関東・甲信越地区	203教室	中・四国地区	89教室
首都圏地区	407教室	九州地区	237教室
中部・東海地区	185教室		(合計1,510教室)

④ 明光サッカースクール

首都圏地区	4教室
-------	-----

(13) 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	253名	20名増	34.6歳	5.8年
女性	102名	7名減	29.9歳	3.8年
合計又は平均	355名	13名増	33.3歳	5.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(24名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	992,000 千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
 (2) 発行済株式の総数 33,258,327株
 (自己株式1,473,573株を除く。)
- (3) 株主数 3,309名 (前期末比246名減)
- (4) 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
明光株式会社	5,064,000株	15.23%
株式会社ベネッセコーポレーション	4,863,500株	14.62%
渡邊弘毅	3,894,600株	11.71%

(注) 出資比率は自己株式 (1,473,573株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式を取得することの取締役会決議)

平成20年10月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、平成20年10月16日に実施いたしました。

決議事項等の概要は次のとおりであります。

① 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものであります。

② 取得の方法

平成20年10月15日の終値 (最終特別気配を含む。) 414円で、平成20年10月16日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行いました。

③ 取得の内容

イ. 取得する株式の種類 普通株式

ロ. 取得する株式の総数 500,000株 (上限)

(発行済株式総数に対する割合 1.44%)

ハ. 株式の取得価額の総額 207,000,000円 (上限)

取得結果の概要は次のとおりであります。

① 取得した株式の種類 普通株式

② 取得した株式の総数 500,000株

③ 取得価格 207,000,000円

④ 取得日 平成20年10月16日

⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年8月31日現在）

回次	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行日	平成17年11月25日	平成19年12月27日
新株予約権の数	200個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株	10,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 648円	1株当たり 701円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり 324円	1株当たり 351円
新株予約権を行使することができる期間	自平成19年12月1日 至平成22年11月24日	自平成22年1月1日 至平成24年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間の到来後に、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>
当社役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く。)	2名 200個	1名 100個

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

回 次	第 6 回新株予約権
発行日	平成19年12月27日
新株予約権の数	140個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 701円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり 351円
新株予約権を行使することができる期間	自 平成22年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間の到来後に、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>
当社使用人等への交付状況 当社使用人 (当社役員を兼ねている者を除く。)	14名 140個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	渡 邊 弘 毅	
専 務 取 締 役	奥 井 世 志 子	全体統轄兼管理部門管掌 明光株式会社代表取締役社長
取 締 役	田 上 節 朗	プロモーション部管掌 兼情報システム部管掌
取 締 役	佐 藤 浩 章	F C 事業部管掌
取 締 役	山 下 一 仁	直営事業部管掌兼教務部管掌
常 勤 監 査 役	高 畑 正 夫	
監 査 役	小 口 隆 夫	弁護士（新井・小口法律事務所）
監 査 役	貴 島 透	

- (注) 1. 監査役高畑正夫氏、小口隆夫氏及び貴島透氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役高畑正夫氏は、金融機関で長年に亘り企業審査に携わった経験及び株式会社三景の管理本部長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。
 期末日現在では、該当事項はありません。
 なお、監査役貴島透氏は、新菱冷熱工業株式会社の顧問（平成19年12月21日付で退任）を兼務しておりました。
4. 事業年度中に退任した取締役
 前回の第23回定時株主総会（平成19年11月22日開催）の終結の日の翌日以降在任していた取締役で当事業年度中に退任した者は以下のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況等	退 任 日
取 締 役	勝 沼 一 成	リスク管理部長	平成20年6月30日

なお、取締役勝沼一成氏は、辞任による退任であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 等 の 額
取 締 役	7名	166,448千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	19,337千円 (19,337千円)
合 計	11名	185,785千円

- (注) 1. 取締役の支給等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
また、第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役及び監査役、並びに事業年度中に退任した取締役に対する支給等の額及び員数が含まれております。
2. 支給等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額、並びに当事業年度に計上した役員退職慰労金引当金繰入額が含まれております。
3. 当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額は以下のとおりであります。なお、内規に基づく要支給額は、役員退職慰労金引当金として計上しており、支給時には当該引当金を取り崩しております。
- ① 平成19年11月22日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金
監査役1名 600千円 (うち社外監査役1名 600千円)
 - ② 平成20年11月21日開催予定の定時株主総会の決議に基づき支給予定の役員退職慰労金
取締役1名 1,670千円
4. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
- ① 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内 (役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。)として決議いただいております。
 - ② 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25,000千円以内 (役員賞与を含む。)として決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当する事項はありません。
- ② 他の会社の社外役員の兼任状況
該当する事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役（常勤）	高 畑 正 夫	当事業年度開催の取締役会16回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役（非常勤）	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会16回の内13回に、また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、豊富な経験に基づき弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役（非常勤）	貴 島 透	平成19年11月22日就任以来開催の取締役会9回の全てに、また、就任以来開催の監査役会9回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

- ⑥ 当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

区 分	名 称	摘 要
一時会計監査人	新日本監査法人	平成19年8月1日就任
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成19年11月22日就任

- (注) 1. 当社の会計監査人でありましたみず監査法人は、平成19年7月31日をもって解散、業務を終了いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、当社に対する監査業務が間断なく行われることを図るため、監査役会の決議に基づき、平成19年8月1日付で新日本監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。また、平成19年11月22日開催の第23回定時株主総会の決議に基づき、改めて新日本監査法人を会計監査人として選任しております。
2. 新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(7) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当する事項はありません。

(8) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

該当する事項はありません。

(9) 事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。
- ロ. 取締役は「取締役行動基準」に基づき、その職務を正しく適法に遂行する。
- ハ. 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、チェーン全体の企業倫理の向上を推進する。
- ニ. 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理部が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。
- ホ. 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。
- ヘ. 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。
- ト. 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。
- チ. 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書は、法令及び別に定める「文書管理規程」、「稟議決裁規程」等規程に則り、保存及びその他の管理を行う。また、それら文書は、監査役監査及び会計監査人監査の要請による随時の閲覧が可能な状態で保持することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。
それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。
- ロ. 危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策を、経営会議等で協議のうえチェーン全体に提示し、チェーン全体での経営の安定化に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。
- ロ. 取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画室長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
- ハ. 取締役は、専任の内部監査部門から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図るものとする。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。
 - ロ. 監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、経営方針決定の経過並びに業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会並びに非常勤監査役は取締役会）に出席する。
 - ロ. 監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項、並びに公表する企業情報は適時監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は、内部監査室及びリスク管理部との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
 - ロ. 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や安定配当を継続的なものとするを基本方針としております。

従来は年間配当性向25%~30%を目処としておりましたが、今後は35%程度を目処とし、株主の皆様への利益還元をより一層重視する所存でございます。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度につきましては、過去最高の経営成績を達成したことや、資金状況等を踏まえ、平成20年10月22日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。

① 期末配当に関する事項

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額332,583,270円

ロ. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年11月25日

② 剰余金の処分に関する事項

イ. 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

ロ. 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

この結果、当事業年度の配当につきましては、中間配当金7円を含め、1株当たり年間配当金を17円（平成19年8月期より3円増配）とさせていただきます。当事業年度の配当性向につきましては37.0%となりました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成20年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,828,801	流動負債	2,359,380
現金及び預金	5,699,041	買掛金	81,853
売掛金	695,168	一年以内返済予定の長期借入金	566,400
有価証券	1,184,000	未払金	317,458
商品	45,559	未払費用	431,410
貯蔵品	16,713	未払法人税等	511,000
前渡金	60	未払消費税	82,593
前払費用	75,231	前受金	64,236
繰延税金資産	141,234	預り金	112,841
その他	16,219	賞与引当金	180,174
貸倒引当金	△ 44,427	その他	11,412
固定資産	4,377,434	固定負債	953,002
有形固定資産	189,922	長期借入金	425,600
建物	93,632	退職給付引当金	322,145
器具備品	77,803	役員退職慰労金引当金	146,970
土地	18,486	預り保証金	58,286
無形固定資産	268,090	負債合計	3,312,382
ソフトウェア	71,163	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	178,728	株主資本	8,955,325
電話加入権	18,197	資本金	960,578
投資その他の資産	3,919,422	資本剰余金	903,596
投資有価証券	1,868,429	資本準備金	903,596
関係会社株式	43,328	利益剰余金	7,418,617
出資金	20	利益準備金	54,482
長期前払費用	7,859	その他利益剰余金	7,364,135
繰延税金資産	433,635	別途積立金	5,547,000
敷金・保証金	445,081	繰越利益剰余金	1,817,135
投資不動産	757,068	自己株式	△ 327,467
長期性預金	364,000	評価・換算差額等	△ 64,333
		その他有価証券評価差額金	△ 64,333
		新株予約権	2,861
資産合計	12,206,236	純資産合計	8,893,853
		負債及び純資産合計	12,206,236

損 益 計 算 書

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,235,153
売 上 原 価		6,232,874
売 上 総 利 益		5,002,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,183,328
営 業 利 益		2,818,950
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,652	
有 価 証 券 利 息	44,491	
受 取 配 当 金	39,215	
賃 貸 料 収 入	86,727	
そ の 他	18,404	203,492
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,410	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	61,680	
賃 貸 料 原 価	32,552	
そ の 他	5,990	120,633
経 常 利 益		2,901,809
特 別 利 益		
その他の関係会社有価証券売却益	15,000	15,000
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	1,292	
ソ フ ト ウ ェ ア 除 却 損	44,920	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	187,758	233,970
税 引 前 当 期 純 利 益		2,682,838
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,241,275	
法 人 税 等 調 整 額	△ 86,072	1,155,203
当 期 純 利 益		1,527,634

株主資本等変動計算書

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	利益剰余金 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年8月31日 残高	944,003	887,171	54,482	4,647,000	1,687,161	6,388,643	△321,601	7,898,217
事業年度中の変動額								
新株の発行	16,575	16,425						33,000
別途積立金の積立て				900,000	△900,000	—		—
剰余金の配当					△497,660	△497,660		△497,660
当期純利益					1,527,634	1,527,634		1,527,634
自己株式の取得							△ 5,866	△ 5,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	16,575	16,425	—	900,000	129,974	1,029,974	△ 5,866	1,057,108
平成20年8月31日 残高	960,578	903,596	54,482	5,547,000	1,817,135	7,418,617	△327,467	8,955,325

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年8月31日 残高	△ 94,967	933	7,804,183
事業年度中の変動額			
新株の発行			33,000
別途積立金の積立て			—
剰余金の配当			△497,660
当期純利益			1,527,634
自己株式の取得			△ 5,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	30,633	1,928	32,562
事業年度中の変動額合計	30,633	1,928	1,089,670
平成20年8月31日 残高	△ 64,333	2,861	8,893,853

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。

関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …………… 総平均法による原価法によっております。

貯 蔵 品 …………… 総平均法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産 …… 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産 …………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 …………… 定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 役員退職慰労金引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

(追加情報)

有形固定資産及び投資不動産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産及び投資不動産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、185,723千円であります。
2. 投資不動産の減価償却累計額は、94,258千円であります。
3. 偶発債務

平成19年12月27日付で、当社システムの開発に関するコンサルティング業務委託契約及び開発請負契約の相手方当事者である株式会社リアルナレッジより、未払いのコンサルティング報酬とシステム開発請負代金合計112,428千円の支払請求訴訟の提起を受けました。

これに対し当社は、平成20年7月3日付で同社に対し、債務不履行等として損害賠償等請求訴訟（訴額121,203千円）を反訴提起しており、現在係争中であります。

当社は、裁判で当社の正当性を主張し争っていく方針であります。訴訟の結果については、現時点で予測することはできません。

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：株)

	前事業年度末 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普通株式(注)1	34,581,600	150,300	—	34,731,900
合 計	34,581,600	150,300	—	34,731,900
自 己 株 式				
普通株式(注)2	1,464,573	9,000	—	1,473,573
合 計	1,464,573	9,000	—	1,473,573

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加150,300株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加9,000株は、市場買付けによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成19年10月26日 取 締 役 会	普通株式	264,936	8	平成19年8月31日	平成19年11月26日
平成20年4月10日 取 締 役 会	普通株式	232,724	7	平成20年2月29日	平成20年5月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年10月22日 取 締 役 会	普通株式	332,583	利益剰余金	10	平成20年8月31日	平成20年11月25日

3. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権 (平成15年11月26日発行)	第3回新株予約権 (平成16年11月26日発行)	第4回新株予約権 (平成17年11月25日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,000株	519,000株	39,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	82,130千円
未払事業税	38,665千円
未払事業所税	2,442千円
貸倒引当金	14,176千円
有価証券評価損	169,519千円
役員退職慰労金引当金	59,816千円
退職給付引当金	131,113千円
その他有価証券評価差額金	44,154千円
その他	32,851千円
繰延税金資産合計	574,870千円

(リース資産に関する注記)

当事業年度におけるリース取引は重要性に乏しく、リース契約一件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	267円33銭
2. 1株当たり当期純利益	45円98銭

(重要な後発事象に関する注記)

業務資本提携に伴う第三者割当による自己株式処分

当社は、平成20年8月28日開催の取締役会において、業務資本提携に伴う第三者割当による自己株式の処分について決議し、払込は平成20年9月17日に完了しております。

- (1) 契約締結日 平成20年8月28日
- (2) 業務資本提携先 株式会社学習研究社
- (3) 業務提携の内容
 - ① 両社の対面教育事業における生徒の相互紹介
 - ② 教材の共同開発等
 - ③ 同社の教育システムを当社で活用
 - ④ その他模擬試験の共同開発・実施、教具の共同購入、講師の派遣等の実施
- (4) 資本提携の内容
株式会社学習研究社は株式会社明光ネットワークジャパンの保有する自己保有普通株式1,473,573株を第三者割当による自己株式処分により引受け、また、株式会社明光ネットワークジャパンは、株式会社学習研究社発行済普通株式2,450,000株程度、総額697,000,000円程度を限度として市場買付等により取得する。
- (5) 自己株式処分の内容
 - ① 株式の種類 普通株式
 - ② 処分の方法 第三者割当てによる処分
 - ③ 株式の総数 1,473,573株
 - ④ 処分価額 1株につき473円
(総額697,000,029円)
 - ⑤ 処分価額の算定方法
平成20年7月28日から平成20年8月27日(取締役会決議の前日)までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値である473円(円未満切上げ)とする。
 - ⑥ 払込期日 平成20年9月17日
 - ⑦ 処分先 株式会社学習研究社

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

株式会社明光ネットワークジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 一 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年8月28日開催の取締役会において、業務資本提携に伴う第三者割当による自己株式処分について決議し、払込は平成20年9月17日に完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特段の指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

会社は平成20年10月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式の取得について決議し、平成20年10月16日に普通株式500,000株を総額207,000,000円で取得しています。

平成20年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 畑 正 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 貴 島 透 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の一層の活性化と経営体制の強化を図るため、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ・取締役員数を7名以内から8名以内への変更（変更案第19条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、第1号議案をご承認いただくことを条件として、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式の数
1	渡邊 弘毅 (昭和17年9月19日生)	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長（現任）	3,894,600株
2	奥井 世志子 (昭和29年8月24日生)	昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役 平成8年11月 当社専務取締役（現任） 平成16年9月 当社明光義塾本部長 平成18年4月 当社管理本部長兼明光義塾本部総括 平成19年3月 当社全体統轄兼管理部門管掌（現任） (他の法人等の代表状況) 明光株式会社代表取締役社長	1,892,800株
3	田上 節朗 (昭和30年8月6日生)	昭和55年4月 株式会社東京放送入社 平成14年1月 有限会社メディアアンサンプル取締役 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部プロモーション部長 平成17年11月 当社取締役（現任） 平成18年3月 当社明光義塾本部プロモーション部（現プロモーション部）管掌（現任） 平成19年7月 当社情報システム部管掌（現任）	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式の数
4	佐藤浩章 (昭和35年8月31日生)	昭和58年3月 株式会社セブニーイレブン・ジャパン入社 平成14年3月 カタリナマーケティングジャパン株式会社メーカーセールスグループ部長 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部F C営業部長 平成17年11月 当社取締役(現任) 平成18年3月 当社明光義塾本部F C営業部(現F C事業部)管掌(現任)	1,000株
5	山下一仁 (昭和34年12月7日生)	昭和57年4月 株式会社ダイエー入社 平成6年11月 同社店長・支配人 平成14年4月 カタリナマーケティングジャパン株式会社リテールグループシニアディレクター 平成19年3月 当社入社直営事業部統轄事業部長 平成19年11月 当社取締役(現任) 当社直営事業部管掌兼教務部管掌(現任)	2,000株
6※	高橋恭光 (昭和32年2月13日生)	昭和53年4月 日本電子メモリ工業株式会社(現デンセイ・ラムダ株式会社)入社 平成4年12月 三成電気株式会社(現日本電算ネミコン株式会社)出向、管理部長 平成14年12月 株式会社ノース管理本部総務部長 平成20年3月 当社入社総務部長(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所 有 す る 当社の株式の数
7※	松 尾 克 久 (昭和36年9月16日生)	平成元年5月 当社入社 平成17年1月 明光義塾本部F C営業部 (現F C事業部) 副部長 平成18年3月 F C事業部長 (現任)	4,500株
8※	武 正 芳 和 (昭和38年8月29日生)	平成7年5月 当社入社 平成14年9月 直営第4事業部副部長 平成16年9月 明光義塾本部直営営業部 長 (現直営事業部長) (現任)	10,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成20年6月30日をもって一身上の理由により辞任された取締役勝沼一成氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
勝 沼 一 成	平成18年11月 当社取締役 平成20年6月 当社取締役辞任

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111



交通のご案内

西武池袋線、JR線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線、東武東上線の池袋駅西口から徒歩3分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。